

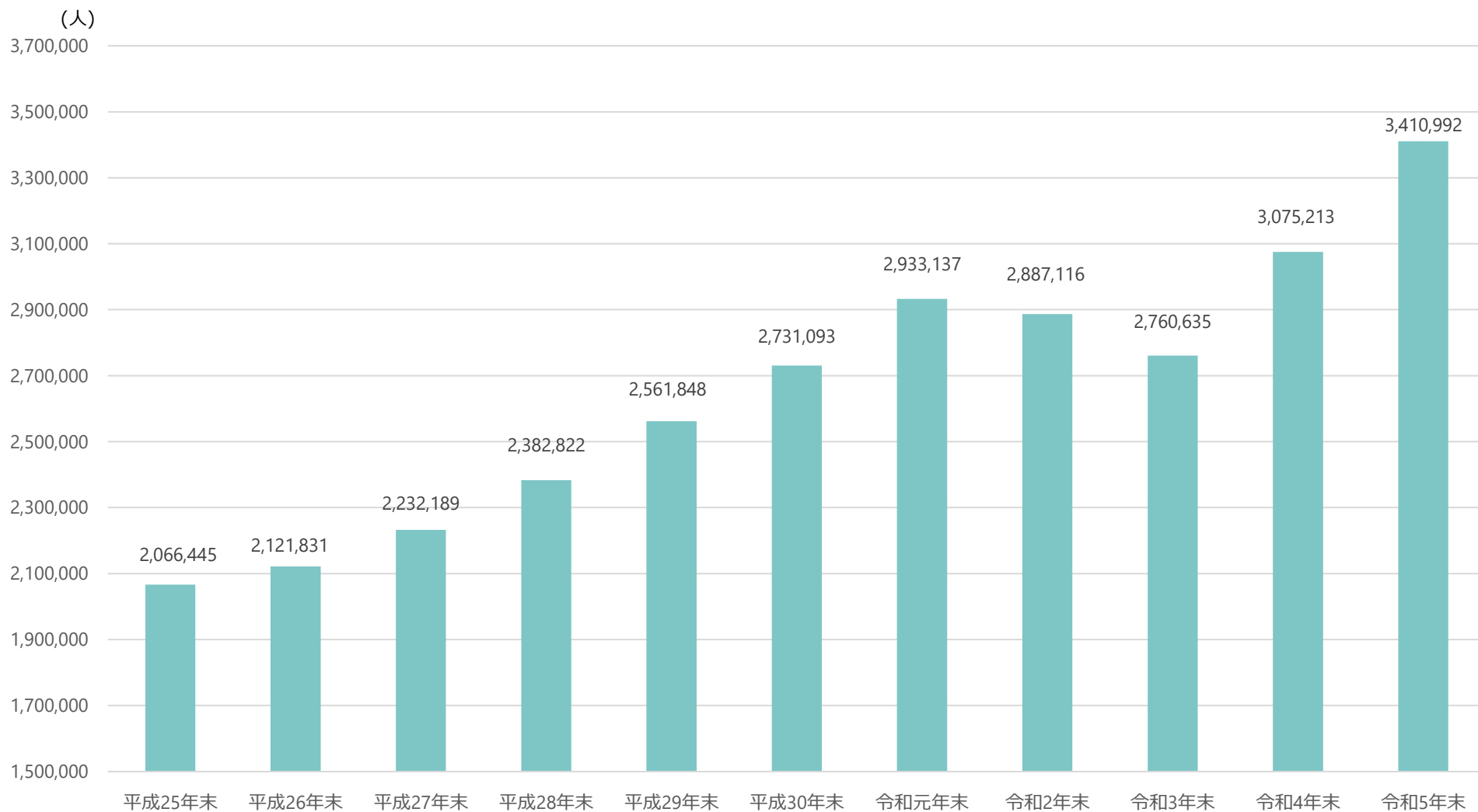
脱退一時金について

脱退一時金制度に関する前回（3月13日）の主なご意見

- 脱退一時金の受給要件について、永住者を除くというものもあり得るが、現行制度において、空期間を含め10年という規定で十分にカバーされているように考えられるので、必ずしも改正の必要はないのではないか。
- 日本での永住をやめて母国に帰国されるということであれば理解できるが、永住権を保持した人なら、日本に戻るとを前提に国外に出るということだろうから、そのときに脱退一時金を受け取ることができる仕組みには違和感がある。
- 脱退一時金について、再入国が予定されている場合について清算することはやはりおかしいと思う、そういう場合は脱退一時金を請求できなくすることがよいのではないか、つまり、永住者の場合には再入国つきかどうかをひもづけることが可能であればできるとよい。
- 外国人の受入政策との関係で、大幅に脱退一時金を見直すことは難しいかと思うので、日本に生活基盤を持つと考えられる永住資格のある方について、実際の運用上の問題を指摘されていることもあるので、脱退一時金を制限していくという方向性には賛成。
- 人として考えた場合、将来は誰にも分からない。永住資格を今失わせるのかどうかということ判断させるような仕組みにはなってほしくないとは、思っている。結論から言うと、永住資格を失うことを脱退一時金の受給の要件に入れると簡単にすることは、問題があるのではないか、疑問がある。
- 特に受入れが多い国に対しては社会保障協定の締結を急いで、なるべく日本での在住期間と母国での在住期間を合わせて年金の受給権につなげることを目指すべき。
- 現在脱退一時金をもらっている人は、一番合理的なのは資格期間の5年上限で脱退して帰国することだが、日本で働き続けたいが、10年以上いると脱退一時金が支給されないとして10年ぎりぎりで帰国する人はいるのか。

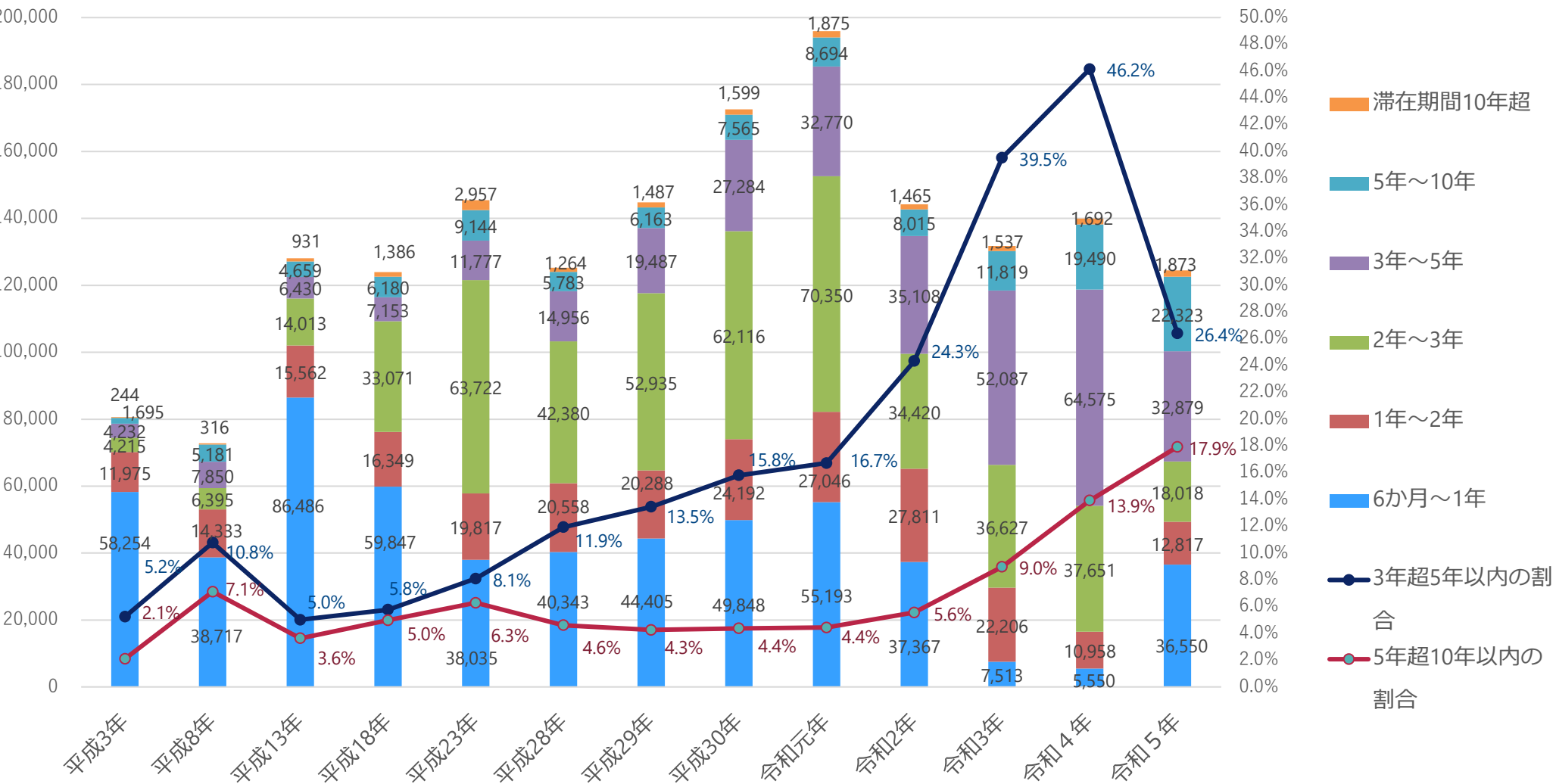
在留外国人数の推移（総数）

第13回社会保障審議会年金部会
(2024年3月13日) 資料2（一部改訂）



※「在留外国人統計（旧登録外国人統計）統計表」（出入国在留管理庁）を基に作成。

出国外国人（短期滞在者除く）の滞在期間別人数



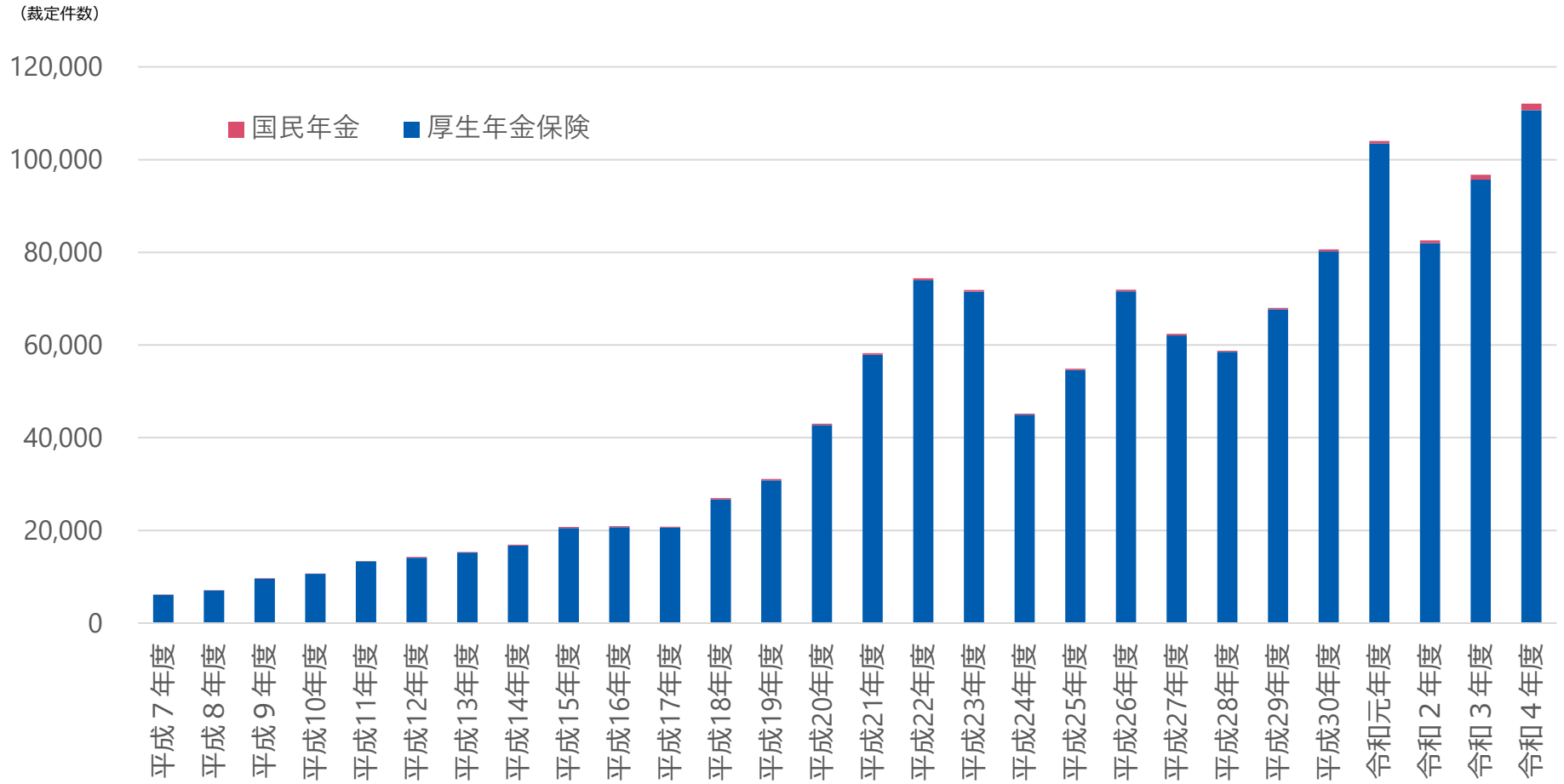
※ 1 「出入国管理統計」（出入国在留管理庁）を基に作成。

※ 2 「滞在期間」とは、新規入国日（新たに在留資格を受けて入国した日）から単純出国日（（みなし）再入国許可を受けずに出国した日）までの期間を指し、（みなし）再入国許可を受けて出国してから再入国までの海外滞在期間を含む。また、新規入国日以降、在留資格を変更し、又は在留期間を更新し、在留を継続した場合であっても新規入国日を基に滞在期間を算出している。

※ 3 対象となる「出国外国人」は、単純出国時の在留資格が「短期滞在」である者を除いたもの。

脱退一時金裁定件数の推移

第13回社会保障審議会年金部会
(2024年3月13日) 資料2 (一部改訂)



	平成 7	平成 8	平成 9	平成 10	平成 11	平成 12	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
厚生年金	6,123	7,040	9,594	10,617	13,327	14,122	15,202	16,730	20,496	20,702	20,633	26,674	30,813	42,707	57,914	74,018	71,512	44,968	54,610	71,599	62,083	58,532	67,727	80,221	103,495	81,975	95,701	110,657
国民年金	29	39	69	69	86	129	141	167	212	217	182	265	296	288	303	373	356	222	255	323	317	262	286	420	535	625	1,026	1,397
合計	6,152	7,079	9,663	10,686	13,413	14,251	15,343	16,897	20,708	20,919	20,815	26,939	31,109	42,995	58,217	74,391	71,868	45,190	54,865	71,922	62,400	58,794	68,013	80,641	104,030	82,600	96,727	112,054

再入国許可について

Ⅰ 再入国許可（入管法第26条）

再入国許可とは、我が国に在留する外国人が一時的に出国し再び我が国に入国しようとする場合に、入国・上陸手を簡略化するために出入国在留管理庁長官が出国に先立って与える許可です（[みなし再入国許可](#)もご覧ください。）。

我が国に在留する外国人が再入国許可（みなし再入国許可を含みます。）を受けずに出国した場合には、その外国人が有していた在留資格及び在留期間は消滅してしまいますので、再び我が国に入国しようとする場合には、その入国に先立って新たに査証を取得した上で、上陸申請を行い上陸審査手続を経て上陸許可を受けることとなります。

これに対し、再入国許可（みなし再入国許可を含みます。）を受けた外国人は、再入国時の上陸申請に当たり、通常必要とされる査証が免除されます。

また、上陸後は従前の在留資格及び在留期間が継続しているものとみなされます。

再入国許可には、1回限り有効のものと有効期間内であれば何回も使用できる数次有効のものの2種類があり、その有効期間は、現に有する在留期間の範囲内で、5年間（特別永住者の方は6年間）を最長として決定されます。

再入国許可を希望する外国人が、有効な旅券を所持していない場合であって、国籍を有していないため又はその他の事由で旅券を取得することができない場合は、再入国許可書の交付を受けることができます。

※出典：出入国在留管理庁HP「再入国許可（入管法第26条）」

※出入国管理及び難民認定法（昭和26政令第319号） 抄
（再入国の許可）

第二十六条 出入国在留管理庁長官は、本邦に在留する外国人（仮上陸の許可を受けている者及び第十四条から第十八条までに規定する上陸の許可を受けている者を除く。）がその在留期間（在留期間の定めのない者にあつては、本邦に在留し得る期間）の満了の日以前に本邦に再び入国する意図をもつて出国しようとするときは、法務省令で定める手続により、その者の申請に基づき、再入国の許可を与えることができる。この場合において、出入国在留管理庁長官は、その者の申請に基づき、相当と認めるときは、当該許可を数次再入国の許可とすることができる。

2～8 （略）

みなし再入国許可について

｜みなし再入国許可（入管法第26条の2）

みなし再入国許可とは、我が国に在留資格をもって在留する外国人で有効な旅券を所持している方のうち、「3月」以下の在留期間を決定された方及び「短期滞在」の在留資格をもって在留する方以外の方が、出国の日から1年以内に再入国する場合には、原則として通常の再入国許可の取得を不要とするものです（[再入国許可](#)もご覧ください。）。

また、中長期在留者の方は、有効な旅券のほかには在留カードを所持している必要があります。

みなし再入国許可の有効期間は、出国の日から1年間となりますが、在留期限が出国の日から1年を経過する前に到来する場合には、在留期限までとなります。

※出典：出入国在留管理庁HP「みなし再入国許可（入管法第26条の2）」

※出入国管理及び難民認定法（昭和26政令第319号） 抄
（みなし再入国許可）

第二十六条の二 本邦に在留資格をもつて在留する外国人（第十九条の三第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で有効な旅券（第六十一条の二の十五第一項に規定する難民旅行証明書を除く。）を所持するもの（中長期在留者にあつては、在留カードを所持するものに限る。）が、法務省令で定めるところにより、入国審査官に対し、再び入国する意図を表明して出国するときは、前条第一項の規定にかかわらず、同項の再入国の許可を受けたものとみなす。ただし、出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者として法務省令で定めるものに該当する者については、この限りでない。

2・3 （略）

在留資格別出国外国人のうち再入国許可を得た者の割合（令和５年）

在留資格	外交	公用	教授	芸術	宗教	報道	経営・管理	法律・会計業務	医療	研究	教育	技術・人文知識・国際業務
出国外国人（Ａ）	14,491	30,416	15,770	1,416	5,417	522	73,954	656	2,697	2,845	14,706	381,634
うち再入国許可を得た者（Ｂ）	7,963	4,221	13,616	1,116	4,972	499	73,488	650	2,612	2,641	12,939	373,078
出国外国人のうち再入国許可を得た者の割合（Ｂ／Ａ）	54.95%	13.88%	86.34%	78.81%	91.79%	95.59%	99.37%	99.09%	96.85%	92.83%	87.98%	97.76%

在留資格	企業内転勤	介護	興行	技能	高度専門職１号	高度専門職２号	特定技能１号	特定技能２号	技能実習１号	技能実習２号	技能実習３号	文化活動
出国外国人（Ａ）	31,544	5,193	39,988	22,771	45,738	2,435	99,739	16	16,151	38,141	49,544	5,389
うち再入国許可を得た者（Ｂ）	28,107	5,130	7,257	22,258	45,394	2,433	88,837	16	5,812	19,506	38,163	2,910
出国外国人のうち再入国許可を得た者の割合（Ｂ／Ａ）	89.10%	98.79%	18.15%	97.75%	99.25%	99.92%	89.07%	100.00%	35.99%	51.14%	77.03%	54.00%

在留資格	留学	研修	家族滞在	特定活動	永住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	定住者	特別永住者	総計
出国外国人（Ａ）	307,538	10,664	194,831	57,907	679,174	127,741	33,289	85,731	71,226	2,469,274
うち再入国許可を得た者（Ｂ）	263,301	224	189,406	33,876	678,889	126,174	33,180	84,592	71,219	2,244,479
出国外国人のうち再入国許可を得た者の割合（Ｂ／Ａ）	85.62%	2.10%	97.22%	58.50%	99.96%	98.77%	99.67%	98.67%	99.99%	90.90%

※ 1 「出入国管理統計」（出入国在留管理庁）を基に作成。
※ 2 「出国外国人」は令和5年における出国外国人数を、「うち再入国許可を得た者」は当該出国外国人のうち再入国許可を得た者の数をそれぞれ指しており、割合は小数第三位を四捨五入して算出したもの。
※ 3 在留資格が「短期滞在」である者を除いている。

令和 4 年度脱退一時金受給者の出国形態・在留資格

<支給決定者合計：94,266件>

出国形態	再入国許可	単純出国	合計
件数	22,803	71,463	94,266
割合	24.19%	75.81%	100%

<再入国許可：22,803件>

在留資格	外交	公用	教授	芸術	宗教	報道	経営・管理	法律・会計業務	医療	研究	教育	技術・人文知識・国際業務	企業内転勤	介護	興行	技能	高度専門職 1 号	高度専門職 2 号	特定技能 1 号
件数	0	3	36	0	3	1	72	0	85	22	24	4,493	159	56	0	82	106	1	7,469
割合	0.00%	0.01%	0.16%	0.00%	0.01%	0.00%	0.32%	0.00%	0.37%	0.10%	0.11%	19.70%	0.70%	0.25%	0.00%	0.36%	0.46%	0.00%	32.75%

在留資格	特定技能 2 号	技能実習 1 号	技能実習 2 号	技能実習 3 号	文化活動	留学	研修	家族滞在	特定活動	永住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	定住者	特別永住者	合計
件数	4	87	1,887	3,359	0	47	0	476	1,705	326	622	71	1,606	1	22,803
割合	0.02%	0.38%	8.28%	14.73%	0.00%	0.21%	0.00%	2.09%	7.48%	1.43%	2.73%	0.31%	7.04%	0.00%	100.00%

<単純出国：71,463件>

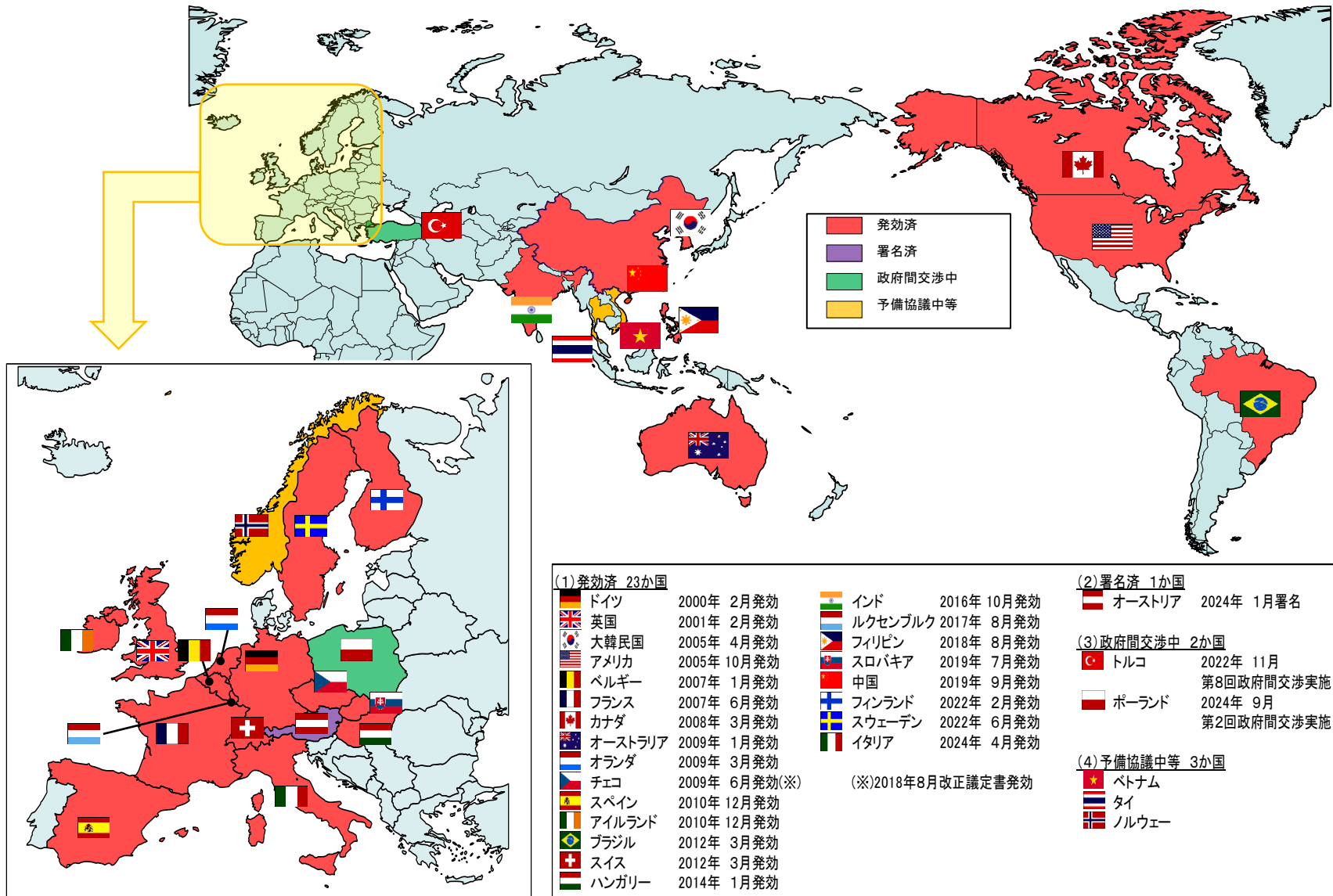
在留資格	外交	公用	教授	芸術	宗教	報道	経営・管理	法律・会計業務	医療	研究	教育	技術・人文知識・国際業務	企業内転勤	介護	興行	技能	高度専門職 1 号	高度専門職 2 号	特定技能 1 号
件数	0	1	89	0	6	0	47	1	97	56	318	4,407	769	39	1	56	146	0	3,713
割合	0.00%	0.00%	0.12%	0.00%	0.01%	0.00%	0.07%	0.00%	0.14%	0.08%	0.44%	6.17%	1.08%	0.05%	0.00%	0.08%	0.20%	0.00%	5.20%

在留資格	特定技能 2 号	技能実習 1 号	技能実習 2 号	技能実習 3 号	文化活動	留学	研修	家族滞在	特定活動	永住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	定住者	特別永住者	合計
件数	0	690	27,528	4,923	2	37	0	70	27,866	9	220	28	344	0	71,463
割合	0.00%	0.97%	38.52%	6.89%	0.00%	0.05%	0.00%	0.10%	38.99%	0.01%	0.31%	0.04%	0.48%	0.00%	100.00%

※ 1 日本年金機構から提供された厚生年金保険（日本年金機構受付分）及び国民年金の脱退一時金に係る令和 4 年度の支給決定情報及び出入国在留管理庁から提供のあった当該支給決定された者に係る出国等データを基に作成。
令和 4 年度において支給決定された脱退一時金に係る請求書受付日を基に、当該請求に係る出国形態を確認したもの。
※ 2 時点等の違いや、入管庁データと人定が一致できなかったものを除いているため、厚生年金保険・国民年金事業統計における脱退一時金の裁定件数の数字とは必ずしも一致しない。
※ 3 在留資格が「短期滞在」である者を除いている。

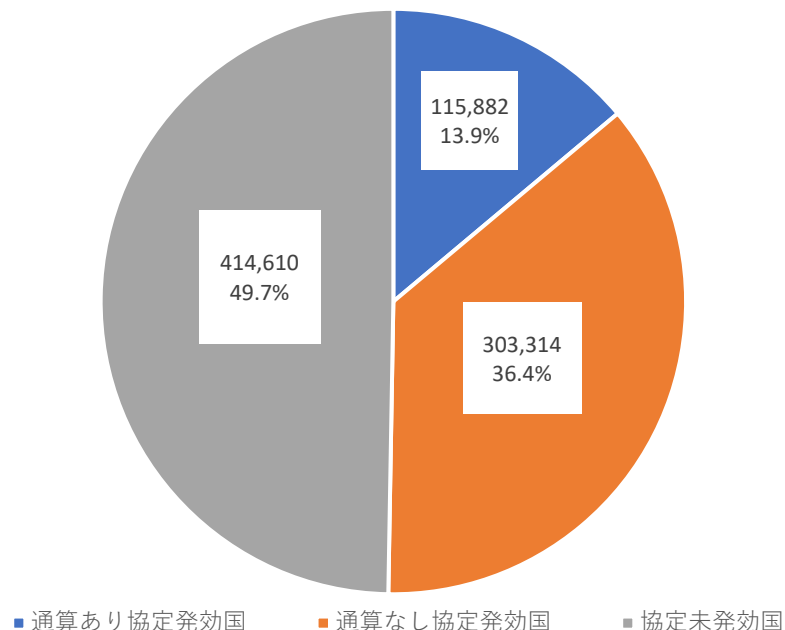
社会保障協定の締結状況

2024年9月9日現在



脱退一時金と社会保障協定

脱退一時金受給者の国籍と 社会保障協定締結国との関係



※1 日本年金機構から提供された厚生年金保険（日本年金機構受付分）及び国民年金の脱退一時金に係る平成26年度から令和5年度までの支給決定情報を基に作成。
※2 支給決定833,806件のうち社会保障協定発効国（令和6年11月時点）の脱退一時金支給決定件数を算出。
※3 通算ありの協定発効国は19カ国（ドイツ、アメリカ、フランス、ベルギー、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、インド、ハンガリー、ルクセンブルク、フィリピン、スロバキア、スウェーデン、フィンランド）。通算なしの協定発効国は、4カ国（イギリス、韓国、中国、イタリア）。
※4 時点等の違いにより、厚生年金保険・国民年金事業統計における脱退一時金の裁定件数の数字とは必ずしも一致しない。
※5 協定発効及び通算規定の有無については令和6年11月時点のものであり、支給決定時点とは必ずしも一致しない。

脱退一時金申請書（抜粋）

《脱退一時金を請求する際の注意事項》

English / 英語

以下の注意事項をご確認いただき、**将来、年金を受け取る可能性を考慮したうえで**、ご請求ください。

① 老齢年金の受給資格期間（120月（10年）あれば日本の老齢年金を受給できます。2017年8月より、25年から10年に短縮されています。）

請求時において、年金の受け取りに必要な「受給資格期間」が120月（10年）以上ある場合、将来、日本の老齢年金を受け取ることができるため、脱退一時金を請求することはできません。「受給資格期間」が120月（10年）未満の場合、脱退一時金を請求することができますが、**脱退一時金を受け取った方は、いかなる場合でも、脱退一時金を請求する以前の日本の年金に加入していた期間がすべてなくなります。**

「受給資格期間」とは？

- ・国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
- ・厚生年金保険や共済組合等の加入期間
- ・日本の年金制度に加入していなくても受給資格期間に加えることができる期間（合算対象期間）

※合算対象期間とは、過去に日本の年金制度に加入していなかった場合などでも、資格期間に含むことができる期間です。（ただし、年金額の算定には反映されません。）

例えば、

- ・日本で永住許可を得た外国籍の方については、海外在住期間のうち、1961年4月から永住許可を取得するまでの期間（20歳以上60歳未満の期間に限る。）
- ・日本と年金通算の協定を締結している相手国の年金制度に加入していた期間（詳細は「②加入期間の通算」）

が合算対象期間となります。その他、詳細については、年金事務所へお問い合わせください。

② 加入期間の通算

日本と年金通算の協定を締結している相手国の年金制度に加入していた期間がある方は、一定の要件のもと、加入期間を通算して日本及び協定相手国の年金を受け取ることができる場合があります。加入期間を通算した結果、日本の年金の受け取りに必要な受給資格期間が120月以上ある場合、脱退一時金を請求することはできません。受給資格期間が120月未満の場合、脱退一時金を請求することができますが、**脱退一時金を受け取った場合、脱退一時金を請求する以前の日本の年金に加入していた期間がすべてなくなるため、その期間を通算することができなくなります。**

【日本と年金通算の社会保障協定を締結している相手国（2024年3月現在）】

ドイツ、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン、スロバキア、フィンランド、スウェーデン
なお、最新の社会保障協定締結状況については、日本年金機構ホームページをご確認ください。

(<https://www.nenkin.go.jp/service/shaho-kyotei/20141125.html>)

※脱退一時金の申請書は、英語をはじめとした14か国語に対応しており、上記注意書きが各言語で記載されている。

厚生年金保険の脱退一時金受給者の被保険者期間月数（令和元年度～令和5年度）

	支給決定 件数	～12月	13～24月	25～36月	37～48月	49～60月	61～72月	73～84月	85～96月	97月～108 月	109月～	60月 (5年) 以下
令和元年度	104,040	16.0%	10.8%	68.7%	2.1%	1.5%	0.4%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	99.1%
令和2年度	74,727	16.6%	16.8%	52.8%	10.4%	2.1%	0.8%	0.3%	0.2%	0.1%	0.05%	98.7%
令和3年度	93,167	6.7%	20.1%	40.3%	26.3%	4.1%	1.5%	0.5%	0.2%	0.1%	0.1%	97.5%
令和4年度	112,202	2.8%	10.8%	42.0%	25.9%	12.8%	4.3%	0.8%	0.3%	0.2%	0.1%	94.4%
令和5年度	102,408	9.6%	8.3%	25.7%	20.0%	20.8%	13.2%	1.6%	0.5%	0.2%	0.1%	84.3%

注）日本年金機構から提供された厚生年金保険（日本年金機構受付分）の脱退一時金に係る支給決定情報を基に作成。時点等の違いにより、厚生年金保険・国民年金事業統計における脱退一時金の裁定件数の数字とは必ずしも一致しない。

脱退一時金制度に関する見直しの方向性①

【現行制度】

- 外国人の場合は、滞在期間が短く、保険料納付が老齢給付に結び付きにくいという特有の事情を踏まえ、脱退一時金制度を設けている。また、脱退一時金を受給するとそれまでの被保険者期間がなくなる。
- 脱退一時金については、在留資格の見直しや外国人の滞在期間の長期化を踏まえ、令和2年改正で支給上限額を3年から5年に引き上げたところ。

（参考）令和元年10月30日 社会保障審議会年金部会 資料1の「脱退一時金制度見直しの方向性」 抜粋
見直しの意義（必要性）

本年施行された改正出入国管理法により、期間更新に限度のある在留資格における在留期間の上限が5年になる（特定技能1号）とともに、制度創設当時と比べて3～5年滞在した者の割合が外国人出国者全体の約5%から約16%に増加している。

【脱退一時金に係る状況の変化等】

- 平成29年8月、老齢年金を受け取るために必要な受給資格期間が25年から10年に改正された。
- 令和2年改正時と比べて、5～10年滞在した外国人の割合が約6%から約18%に増加しているなど、在留外国人の増加や滞在期間の長期化に伴い、老後を日本で暮らす可能性がある外国人も増加していると考えられる。
- さらに、本年成立した入管法等の一部を改正する法律により、今後、育成就労制度が創設され、育成就労制度（3年）を経て特定技能1号（5年）に移行し、計8年我が国に滞在する者が増加すると考えられる。
- そうした中、現行制度においては、再入国許可付き出国をした場合でも脱退一時金の受給が可能となっており、滞在途中の一時的な帰国の際に脱退一時金を受給するとそれまでの年金加入期間がなくなってしまうこととなる。

脱退一時金制度に関する見直しの方向性②

【検討の方向性】

- 在留外国人の増加や滞在期間の長期化に伴い、老後を日本で暮らす可能性がある外国人も増加していると考えられることから、将来の年金受給に結びつけやすくする方向で見直しの検討を進めるべきではないか。一方で、外国人の滞在期間の長期化が進む中、保険料納付が老齢年金に結びつかない外国人にとっては、脱退一時金の必要性が高まっている側面もあると考えられる中で、必要な見直しの検討を進めてはどうか。
- 具体的には、在留資格にかかわらず、再入国許可付きで出国した者は、日本に再度入国する意図を持って出国しており、再度日本の公的年金に加入し老齢年金の受給資格期間（10年）を満たし得る可能性があることから、原則として単純出国した場合のみ脱退一時金を支給することとし、再入国許可付きで出国した者には当該許可の有効期間内は脱退一時金は支給しない（再入国しないまま許可期限を経過した場合には受給が可能となる。）こととすることについてどう考えるか。
なお、その場合は、施行後に十分に年金加入期間を確保できず、年金と脱退一時金のいずれの支給にもつながらない場合等も考慮し、必要な経過措置を設けることとしてはどうか。
- また、在留資格の見直しや、在留外国人の滞在期間も踏まえて、現行の支給上限を5年から8年に引き上げることにどう考えるか。
- あわせて、こうした見直しを行うこととした場合は、施行に際し、在留外国人に年金や脱退一時金の仕組みや趣旨といった必要な情報がしっかりと伝わるよう、運用上の工夫を図ることとしてはどうか。

参考資料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

＜国民年金の脱退一時金制度＞

※国民年金法附則第9条の3の2

1. 受給要件

- 次のいずれにも該当する場合、脱退一時金の請求が可能となる。
- ① 日本国籍を有しないこと
- ② 公的年金制度（国民年金又は厚生年金保険）の被保険者でないこと
- ③ 国民年金第1号被保険者としての保険料納付済期間（※1）を6か月以上有すること
- ④ 老齢基礎年金の受給資格期間（10年）を満たしていないこと
- ⑤ 障害基礎年金等の受給権を有したことがないこと
- ⑥ 日本国内に住所を有しないこと
- ⑦ 日本に住所を有しなくなった日（※2）から2年以内に請求を行うこと

（※1）保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数及び保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を含む。

（※2）日本の公的年金制度の被保険者でなくなった日の方が遅い場合は当該日。

2. 支給額

- 国民年金第1号被保険者としての保険料納付済期間等に応じて、次の計算式で算出した額（最大で60か月（5年）分）

最後に保険料を納付した月の属する年度の保険料額（※3）

×

1 / 2

×

右表に定める数

保険料納付済期間等	数
6か月以上12か月未満	6
12か月以上18か月未満	12
18か月以上24か月未満	18
24か月以上30か月未満	24
30か月以上36か月未満	30
36か月以上42か月未満	36
42か月以上48か月未満	42
48か月以上54か月未満	48
54か月以上60か月未満	54
60か月以上	60

（※3）令和6年度の保険料額は、16,980円。

＜厚生年金保険の脱退一時金制度＞

※厚生年金保険法附則第29条

1. 受給要件

- 次のいずれにも該当する場合、脱退一時金の請求が可能となる。
- ① 日本国籍を有しないこと
- ② 公的年金制度（国民年金又は厚生年金保険）の被保険者でないこと
- ③ 厚生年金保険の被保険者期間を6か月以上有すること
- ④ 老齢厚生年金の受給資格期間（10年）を満たしていないこと
- ⑤ 障害厚生年金等の受給権を有したことがないこと
- ⑥ 日本国内に住所を有しないこと
- ⑦ 日本に住所を有しなくなった日（※4）から2年以内に請求を行うこと

（※4）日本の公的年金制度の被保険者でなくなった日の方が遅い場合は当該日。

2. 支給額

- 厚生年金保険の被保険者であった期間に応じて、次の計算式で算出した額（最大で60か月（5年）分）

平均標準報酬額

×

支給率
(保険料率（※5）× 1 / 2
× 右表に定める数)

（※5）最終月（資格喪失した日の属する月の前月）の属する年の前年10月の保険料率（最終月が1月～8月であれば、前々年10月の保険料率）。なお、平成29年9月以降の保険料率は18.3%で固定されている。

被保険者期間	数
6か月以上12か月未満	6
12か月以上18か月未満	12
18か月以上24か月未満	18
24か月以上30か月未満	24
30か月以上36か月未満	30
36か月以上42か月未満	36
42か月以上48か月未満	42
48か月以上54か月未満	48
54か月以上60か月未満	54
60か月以上	60

▶ 脱退一時金の支給を受けた者については、支給額の計算の基礎となった被保険者期間は、被保険者でなかったものとみなされる。
(注) 合算対象期間にも含まれない。

平成7年4月（脱退一時金の創設）〔平成6年改正〕

- 外国人の場合は、滞在期間が短く、保険料納付が老齢給付に結び付きにくいという特有の事情を踏まえ、日本国籍を有しない方が、公的年金制度（国民年金又は厚生年金保険）の被保険者資格を喪失し、日本国内に住所を有しなくなった場合、本人からの請求に基づき被保険者であった期間に応じた額を一時金として支給する制度を創設
- 支給上限年数は3年（36か月）
（参考）制度創設当時、支給上限が3年とされた理由について
 - ①脱退一時金が外国人の短期滞在者に対する特別の措置であること
 - ②期間が定められている在留期間の最長期間が3年であること
 - ③一時金の対象となる出国者の大部分の在留期間が3年以内であること



令和3年4月（支給上限年数の引き上げ）〔令和2年改正〕

- 支給上限年数を5年（60か月）に引き上げ
（参考）令和元年10月30日 社会保障審議会年金部会 資料1の「脱退一時金制度見直しの方向性」 抜粋
見直しの意義（必要性）
本年施行された改正出入国管理法により、期間更新に限度のある在留資格における在留期間の上限が5年になる（特定技能1号）とともに、制度創設当時と比べて3～5年滞在した者の割合が外国人出国者全体の約5%から約16%に増加している。

育成就労制度の概要

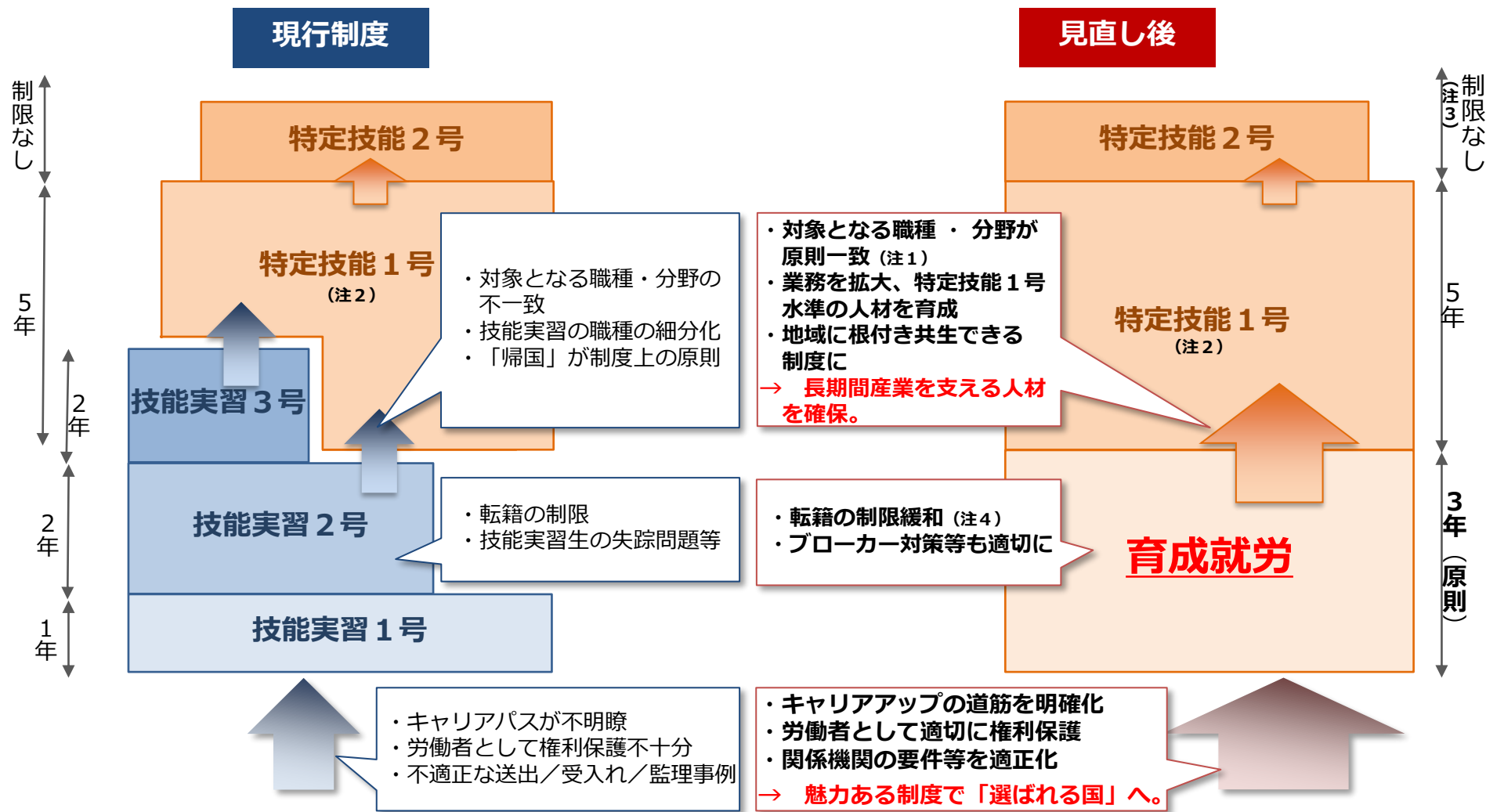


令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されます（育成就労制度は令和6年6月21日から起算して3年以内の政令で定める日に施行されます。）。

育成就労制度の 目的	「育成就労産業分野（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保すること。 （※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの
基本方針・ 分野別運用方針	育成就労制度の基本方針及び育成就労産業分野ごとの分野別運用方針を策定する（策定に当たっては、有識者や労使団体の会議体から意見を聴取）。 分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき分野ごとの受入れ見込数を設定し、これを受入れの上限数として運用する。
育成就労計画の 認定制度	育成就労外国人ごとに作成する「育成就労計画」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、外国人育成就労機構による認定を受ける）。
監理支援機関の 許可制度	（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う監理支援機関を許可制とする（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。
適正な送出しや 受入環境整備の 取組	・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や送出機関に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入など、送出しの適正性を確保する。 ・育成就労外国人の本人意向による転籍を一定要件の下で認めることなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。 ・地域協議会を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。 ※出典：出入国在留管理庁HP「令和6年入管法等改正法について」

制度見直しのイメージ図



(注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

(注2) 特定技能 1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

※出典：出入国在留管理庁HP「令和6年入管法等改正法について」

(注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
 - ・ 同一機関での就労が1～2年(分野ごとに設定)を超えている
 - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

在留資格一覧表



就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注1）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注1）介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（令和4年4月26日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（注2）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

（注2）資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

厚生年金保険の脱退一時金受給者の被保険者期間月数

- 平成30年度時点で、約96%の受給者が3年の支給上限年数の範囲内で脱退一時金を受給している。
- 平成30年度の支払い実態でみると、**被保険者期間5年(60月)以下で脱退一時金受給者の約99%をカバーすることとなる。**

	支給決定 件数	～12月	13～24月	25～36月	37～48月	49～60月	36月(3年) 以下	60月(5年) 以下
平成26年度	68,538	17.1%	13.0%	63.1%	2.4%	1.8%	93.2%	97.4%
平成27年度	62,163	19.7%	12.7%	61.6%	2.1%	1.4%	94.0%	97.5%
平成28年度	59,018	21.2%	12.3%	61.3%	2.0%	1.3%	94.8%	98.0%
平成29年度	68,526	17.8%	11.0%	66.9%	1.7%	1.2%	95.7%	98.6%
平成30年度	81,539	16.3%	10.6%	69.4%	1.7%	1.2%	<u>96.3%</u>	<u>99.1%</u>

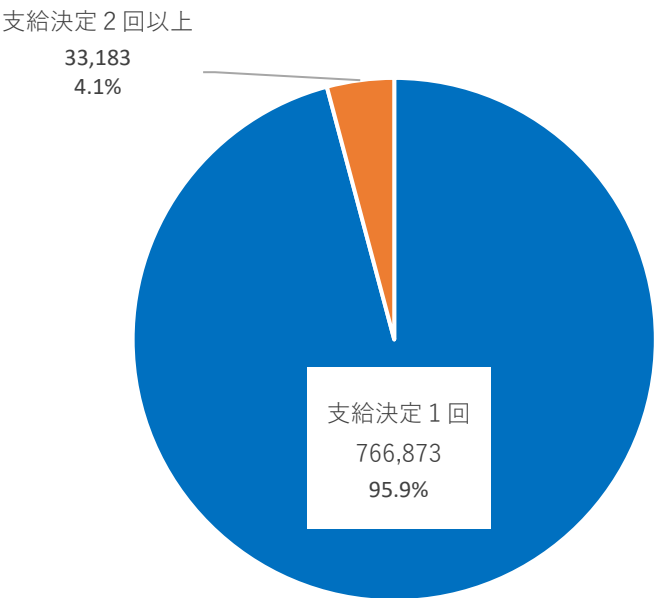
注1) 厚生年金保険(第1号分のみ)の脱退一時金の支払情報を基に集計。日本年金機構における支給決定年月日を基準に集計しており、厚生年金保険・国民年金事業統計における脱退一時金の裁定件数の数字とは必ずしも一致しない。

注2) 平成29年8月から老齢基礎年金の資格期間が10年となり、10年超の被保険者資格期間に係る脱退一時金の請求ができなくなっている。

出典: 厚生労働省年金局国際年金課調べ

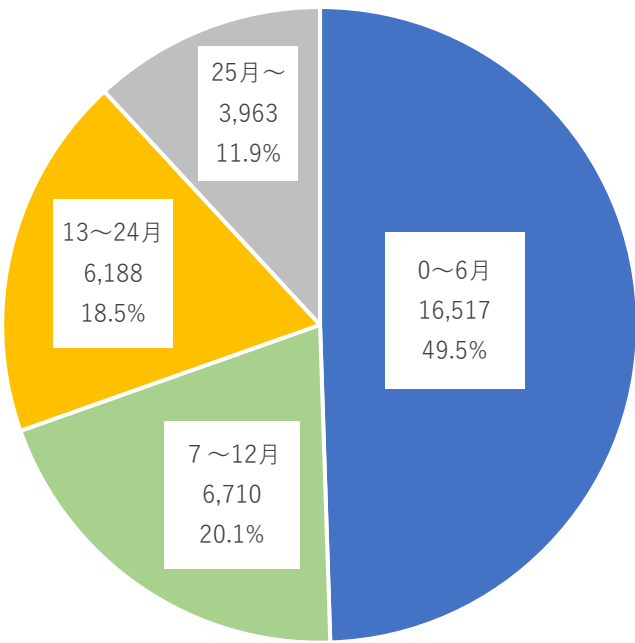
脱退一時金に関するその他データ

直近10年度内支給決定回数別脱退一時金受給者数



注) 日本年金機構から提供された厚生年金保険（日本年金機構受付分）及び国民年金の脱退一時金に係る平成26年度から令和5年度までの支給決定情報を基に作成。時点等の違いにより、厚生年金保険・国民年金事業統計における脱退一時金の裁定件数の数字とは必ずしも一致しない。

複数回受給者に係る資格喪失をしてから再度厚生年金保険に加入するまでの期間



※1 日本年金機構から提供のあった平成26年度から令和5年度までにおける脱退一時金の支給決定情報を基に作成。
※2 脱退一時金の支給決定回数が2回以上である複数回受給者に係る厚生年金の脱退一時金の支給決定情報について、支給決定された脱退一時金に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失から、次回支給決定された脱退一時金に係る厚生年金保険の資格取得までの期間を算出したもの。

脱退一時金受給者のうち永住許可を有する者の支給決定数及び割合（令和5年12月～令和6年3月）

永住者の支給決定件数	全体の支給決定件数	全体に対する永住者の割合
41件	36,870件	0.11%

注1) 日本年金機構から提供された厚生年金保険（日本年金機構受付分）及び国民年金の脱退一時金に係る支給決定情報を基に作成。
注2) 脱退一時金の請求書において永住許可有りと記載のあった者について集計したもの。